

『伊勢物語抒海』の位置：段の大意を中心として

入口, 敦志
九州大学大学院（修士課程）

<https://doi.org/10.15017/11962>

出版情報：語文研究. 64, pp.54-64, 1987-12-15. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：

『伊勢物語抒海』の位置

——段の大意を中心にして——

入口 敦志

浅井了意の日本古典の注釈書としては、寛文十年刊の書籍目録注1中に、

二冊 百人一首頭書 浅井松雲作

六冊 源氏雲かくれ

三冊 同抄 浅井松雲了意作

十冊 伊勢物語抒海 松雲了意

とある三部の注釈書が知られており、また、現在のところその三書ですべてである。そのうち『百人一首頭書』に関しては、現在その所在が知られていない。また、『源氏雲かくれ抄』には作者の名を記したものが見当らないようであり、北条秀雄氏は「大休了意の著と認めうるもの」として分類しながらも、「断言は出来ぬが」として認める。つまり、以上三部の注釈書のうち、確実に了意の手になると考えられる古典注釈書は、その跋に「洛下野父羊岐齋松雲虚十誌之」と署名のある『伊勢物語抒海』（以下『抒海』と略す）のみということになる。

さて、その『抒海』であるが、これまでに、大津有一氏注4と田中宗作氏注5によって『伊勢物語』の注釈書としての位置付けがなされている。しかし、了意の著作中における位置付けは北条氏の簡単な解題があるのみであり、その評価としては、北条氏の、

内容については『伊勢物語』の通俗的な註釈と云う以上に特別言挙げする事はなさそうである。その点、彼の著といわれる『源氏雲隠抄』と共に全く啓蒙的古典註釈書で、まだ彼の本領を發揮する迄に至っていない。注6

という記述が今までの研究のすべてを尽していると言つてよいであろう。しかし、了意の著作としても注目すべき点があるものと考えられる。そこで、本稿では、了意の著作としての『抒海』の位置を、その段の大意を中心にして考察してゆきたい。

二

『伊勢物語』の注釈書としての『抒海』の形式的な特徴は、大きな字の本文、頭側注、挿絵、段の大意という点である。その中でも

特に際立ったものとしては、注釈書という形態を取りながらも挿絵を付しているということと、各段（全段ではなく『伊勢物語』全百二十五段中、約半数の六十八段）に大意を付していることの二つの点であろう。田中宗作氏は、「江戸初期の古典注釈書でさしえを利用しているもの」として、

『徒然草慰草』松永貞徳、慶安五年跋刊

『首書万丈記』山岡元隣、明暦四年刊

『百人一首像讀抄』延宝六年刊

を挙げている。また、『源氏物語』には、梗概書ではあるが

『十帖源氏』野々口立圃、万治四年跋
などがある。

注釈書に限らなければ、絵入りの古典の本文は、嵯峨本の『伊勢物語』をはじめ、『源氏物語』にも早い時期から存在しており、古活字版の時代からあったものである。しかし、注釈書に挿絵を入れたものは右に挙げた諸抄が定期的に早いものである。このことは、慶安から万治にかけて、整板本の普及に合わせるかのように、古典の享受が啓蒙的な様相を呈して来たことを示していると考えられるのではないだろうか。

『抒海』の成立は、跋文に「承應乙未大族中辭」とあるように、承応四年の正月中旬ということになる。つまり、『抒海』もこのような古典享受の啓蒙化の風潮の中で出現したものと考えられる。

さて、先に挙げた絵入りの古典注釈書のうち『抒海』との関係を考えるとき、特に注目すべきは松永貞徳の『徒然草慰草』である。その理由は、慶安五年刊と『抒海』よりも先に出ており、各段にそれぞれ大意を付していることが挙げられる。特に段の大意を付して

いる点は『抒海』の成立にかなりの影響を与えていると見てよいと思うが、この段の大意については後述する。

まず、『抒海』の特徴の一つである挿絵であるが、全部で四十九図。これは嵯峨本の『伊勢物語』に付されている挿絵の数と同じであり、又、その構図も一見して嵯峨本の構図とほとんど同じものである。

ところで、一見してわかることであるが、『抒海』の挿絵は、二図（巻之一、十ウ、巻之九・十七ウ）を徐いてすべて本文の匡郭より小さくなっている。本文の匡郭は二十一〜二十四センチメートルであるのに対して、挿絵の匡郭は二十一〜二十一センチメートルとなっているのである。挿絵の入れ方は、明らかに本文とは別に作られたものを無理に入れたというようなものである。田中宗作氏は「寛文二年版の絵入板本の図柄を襲用したものであるうか。」^{注9}としている。とすれば、『抒海』の刊行は寛文二年以降ということになり、野間光辰氏の、『堪忍記』の好評盛行がきっかけになって『可笑記評判』や『伊勢物語抒海』などの「今まで空しく筐底に埋もれていた了意の著作」が陽の目を見ることになったのではないか、^{注9}という考えを裏付けることになる。

次に段の大意についてみてみたい。段の大意を付すにあたっては、形式的には先に述べたように『慰草』に影響を受けていると考えられる。そこで、まず、その『慰草』について簡単に説明する。

『慰草』は大本の刊本であり八巻八冊から成っている。作者である松永貞徳自身の跋に「慶安^辰曆^辰蓋^辰夏^辰廿六日」とあり、慶安五年に成立したものである。注釈の形式としては、本文をやや大きめの文字

で記し、それに頭注の形で注を付している。その注は大体林羅山の『徒然草野槌』を基としているものである。更に、各段の後に注釈とは別に段の大意を付している。挿絵は全部で百五十八図もあり大変に多いものである。

これに対して、『抒海』は、大意を各段の最初に付していることが違っているだけであり、その他の形式的な点に関しては『慰草』と全く同じと言ってもよいものである。

さて、問題になるのは段の大意である。『慰草』の大意については、小高敏郎氏の言を借りれば、

（略）大意を述べた項は、本書の眼目である。單に各段の要旨を述べるだけでなく、或は、本文の品隲批評あり、聯想による懷舊談ありで、當時の註釋としては稀に見るほど、自由に自己を語^{注10}つてゐる。この項だけを集めれば「續徒然草」が出来ると言へやう。

というようなものである。この大意は貞徳が行なつた慶長頃の講議の草案を書き付けた反古が基になっている（跋）ということだが、小高氏は、その反古そのままではなく、成立当時、つまり慶安頃の晩年の貞徳の筆が多く入っているとされている。

『抒海』における大意は、かなり教訓性の強いものであり、小高氏風に、この大意だけを集めれば、教訓物と言えような一編の書物が出来そうである、と言え言えなくもないようなものである。この『抒海』の大意の内容面からの検討は後に譲ることとする。

三

近世初期においては、『源氏物語』や『古今集』などの古典の注釈書は、それまでに伝わって来た注釈を総合網羅する集注化の傾向を持つようになる。例えば『源氏物語』における『岷江入楚』（中院通勝、慶長三年成）などがそうである。

『伊勢物語』の注釈についても例外ではなく、次に挙げるように網羅集注の傾向を持つ注釈書が出現して来る。

『伊勢物語闕疑抄』細川幽齋、文禄五年跋、慶長二年古活字版以降刊本多数

『伊勢物語器水抄』著者不詳、慶長十三年跋（刊本なし）

『伊勢物語集註』一華堂切臨、慶安元年序跋、慶安五年刊

『伊勢物語初冠』加藤繁斎、承応元年成、万治元年刊

『伊勢物語新抄』同、寛文八年刊

『伊勢物語拾穂抄』北村季吟、寛文三年刊^{注11}

以上の集注的な注釈書の系列の中に、『抒海』も位置するわけである。この諸抄の中で、『抒海』と最も密接な関係があるのは『伊勢物語闕疑抄』（以下『闕疑抄』と略す）と『伊勢物語集註』（以下『集註』と略す）である。

この二抄と『抒海』との関係は、既に指摘されているように、『抒海』の注は「その大部分が集註を襲用し、これに増補の手を入れたもの」^{注12}と言つことができる。その増補であるが、『集註』がその序で、（略）兼良公の愚見抄を初として先達の末書おほき中に近來世にもてあそぶは闕疑抄なりこれをみるに書写のあやまりおほく又相傳の正義をしるしもらせり（略）^{注13}

と記して『闕疑抄』を退けているのに対して、『抒海』では『集註』よりも約四十九パーセントも多く『闕疑抄』の注を増補しているの

である。^{注14}

このことは注の部分だけに限らない。「抒海」の眼目ともすべき段の大意の部分においても事情は同じであり、その大意の大半の部分には『集註』の注の中に該当する部分がある。しかし、『集註』の記述にかなりの部分を書き加えて大意にしているものや、『集註』には全く該当する部分のないものもあり、単純ではない。それら『抒海』における大意の増補された部分には「抒海」なりの意図なり思想なりが現われていると考えられる。そこで次に、『抒海』の大意の部分に焦点をあてて、『集註』との比較を試みる。

四

『集註』の注の中に「師云此段ハ……」という形で始まる注がある。この部分は、細かな語釈をするのではなく、『伊勢物語』の各々の段の全体に関わるようなことを記している。その内容としては、例えば「師云此段ハ女の好色を刺也」(第二十五段)というように、教訓的な内容を持つ部分が多いのである。

ちなみに、『集註』でいう「師」とは、その「華堂切臨の自序」に「さるによりそのかみ西三條内府表澄公より下僧が老師」(華堂乗阿へつたはりし奥義をむねとし兼て諸抄を見そなはしてしるし集め侍るといふことしかり(略))

とあるように、「華堂乗阿」であり、その説は三條西実澄から伝えられたものということになる。更に、跋によると、「敷嶋の道をもて人倫をたゞしあきらかにせること」を行っていた乗阿の「講筵にまじはること度かさなりしその旨をしるし侍ることしかり」というよう

に成立の事情を語っている。このように、教訓的な内容を持っているのは、切臨が師である乗阿の講筵に依ったためということになる。

さて、『抒海』の各段の大意は、その『集註』の「師云此段ハ……」の部分を中心にして成っているのであるが、両書の比較をする前にまず『抒海』の成立事情についてみておく。

『抒海』の成立事情をうかがえるものは、その跋だけであるが、そこから成立に関する部分を取り出すと次のようになる。

(略) 余往當臨于講談之末席屢記取聞間亦加已證之文辭綴而牒卷猶似執螺貝把於潮夕之池故名之抒海密懸于頽壁之底是何比魯論哉恨惡其闕礫也(略)

これをそのまま受けとれば、誰かの『伊勢物語』の講談の末席に連なって、そこで聞いたことなどを書き留めたものをまとめて「抒海」と名付けたのだということになる。『集註』と同様に『伊勢物語』の講談がその契機になっているのである。

そうであるとするれば、『集註』と『抒海』は大半の注が重なるということから考えて、切臨と了意とは、同じ乗阿の『伊勢物語』の講談に連なり、そこから各々独自に著作を為したと考えなければならなくなる。しかし、細かく見比べて見れば、表現の点などでかなり細かい部分に到るまで一致している部分も多く、とても各々独自に成立したとは考え難いのである。もっとも、了意がこのような講談の席に連なったことはなかったのだとは断言出来ないし、むしろそういう講談に接していたということは、当然あったであろうと考えることが出来る。ただし、『抒海』という著作を考えるためには、既に指摘されているように、『伊勢物語集註』という書物に影響され、

それを下敷きにして成立したと考える方が自然であろう。

以上の点を前提として『抒海』の大意と『集註』の該当部分の比較をしてみる。

先に述べたように、『集註』の注の中にも「師云此段ハ……」という形で、各段の全体に関わることを述べている部分があり、それを持つ段は、全百二十五段中七十七段ある。記述の都合上、その部分を以下「集註」の大意」と呼ぶことにしたい。

さて、『抒海』では概ねその『集註』の大意に従って大意を付しているのだが、その数は六十八段ある。単純に比較すれば『抒海』の方が九段少ないということになるが、実際にはそれほど単純ではない。『集註』にあつて『抒海』にはないもの、その逆のものなどいくつかの型に分けることができる。そこで、『集註』の大意と『抒海』の大意との関係を大まかに整理すると次のようになる。

- ① 『抒海』が『集註』にない大意を付しているもの 九段
 - ② 『抒海』が『集註』の大意に増補をしているもの 十四段
 - ③ 『抒海』が『集註』の大意をほぼそのまま取っているもの 四十五段
 - ④ 『抒海』が『集註』にある大意を省略しているもの 十八段
 - ⑤ 『抒海』にも『集註』にも大意がないもの 三十九段
- これを補足しておく。まず、②と③にあたるものでは、『集註』にある「師云」を『抒海』ではことごとく省いていることが注目される。

次に、②にあたるものでは、増補の仕方が①に近いもの、つまり、『集註』の大意をかなり変えたり増補したりしているものと、③に近いもの、つまり、『集註』の大意にほんの少しの書き変えや増補を

しているに過ぎないものなどがあつて、『抒海』での増補の仕方にも様々な程度がある。

また、『抒海』には、段の最初にある大意だけではなく、注の途中に大意同様の大きな字で書かれた、かなり長い記述を持つ部分があり注目される。それは、第七十五、八十三、百十四段の三つの段に存在する。そのうち、第七十三段と百十四段にはそれぞれ最初に段の大意があり、更に注の途中にも今述べたような部分があるのである。

『抒海』の段の大意は、『集註』でもそうであつたように、好色を刺るということが中心になっているのではあるが、『抒海』には好色を刺るということ以外にも付け加えられているものがある。そこで、前に分類したもののうち、『抒海』での増補と思われる部分を中心にしてその特徴を探ってみることにする。

②にあたる大意からみてゆくことにするが、まず、その例として、第四十段の『抒海』の大意と『集註』の該当部分を挙げて比較する。

抒 此段ハ男子の淫奔を刺れりをのれが心を私にして親の諫をもいれず強に好色に愛て儀を顧ず情欲の火に溺れて命を危し天年いまだ尽さるに不幸の災に趣かんとす彼印度の術婆伽が皇女を恋て淫火にやかれし例し又是にちかき物をや(卷之四・廿四オ)

集 師云此段ハ男子の淫奔を刺れり(卷之四・廿一ウ)

これを比較すればわかるように、まず『抒海』では『集註』の「師云」を省いており、この点に関しては、前述したように、ほかのすべての同様の部分についても同じである。さて、この第四十段の大意では『抒海』の最初の一文のみが『集註』から取られたものであ

り、その後の部分については『集註』には該当する記述はなく、また、『闕疑抄』などにもないものであり、この部分は『抒海』での独自の増補と考えることができる。そこでは、「淫奔を刺れり」ということを敷衍しており、更に「印度の術婆伽」の故事を付け加えている。

このような増補の仕方は、②にあたる他の大意においても大体同様であり、よりわかり易く敷衍しているという点に『抒海』での増補の意図がうかがえるように考えられるのだが、この点に関しては後で考察してみたい。

ところで、この第四十段の大意の『抒海』での増補の中で注目したいのは、「をのれが心を私にして親の諫をいれず」という部分、特に「私」という言葉なのである。

『抒海』の大意において、「わたくし」あるいは「公私」という言葉を持つものは、第二十三、四十、四十八、五十七、七十一、八十四、百十四段の七段である。これらの段の大意はすべて②にあたるものであり、『集註』の記述を基に増補をしているものである。ところでそれらの部分において「わたくし」という言葉は該当する『集註』の注には全く見られないものである。そこで、「わたくし」という言葉を中心に『抒海』と『集註』との比較をしてみる。

もう一度、第四十段の大意にもどってみると、全体としては前述したように「淫奔を刺る」ということの敷衍になっている。しかしそこに、「をのれが心を私にして親の諫をいれず」というように、「私」という言葉を導入することによって、淫奔そのものを刺るとともに、親に背くということにまで刺る対象が広げられていると見ることが出来るのではないだろうか。

「わたくし」を増補している他の段の大意においても同様である。「わたくし」という言葉を中心に『抒海』と『集註』とを対照して掲げると次のようになる。

○第二十三段

抒 此段身をわたくしにして親のゆるすをまたず媒の禮をおこなはず奔女となれる事を刺れり(略)(卷之三・卅四才) 集 師云此段奔女を刺れり(略)(卷之三・十六ウ)

○第四十八段

抒 (略) 我身を刺て人の痛むべきことを想像よく信ありてわたくしなまきハ実に入倫にして仁知ありといふべし(卷之四・四十二ウ)(四十三オ)

集 (略) 恕とハ心のごとくと書也わが心のごとく人にも善悪を分別して行へと也(卷之五・四ウ)

○第五十七段

抒 (略) もし天下の政令にそむき私をおこなふものハ高天に踏まり厚地に踞して国郡窄迫りて身ををくに地なし(略)(卷之五・七ウ)(八オ)

集 (該当する記述はない。)

○第七十一段

抒 此段好色ある女業平になまめく故にその下心神徳をも罔して唯、私の本意をとけむ事を思ひ(略)(卷之七・十三オ)(ウ)

集 師云思ひあまる心をいひやる也(略)(卷之七・二十五オ)

○第八十四段

抒 (略) 孝ハこれ百行の先として人道の大倫たり孝心をもつ

て君に事時は忠ありて私なし(略)(卷之九・一オ)

集(略)父母につかはる、道をしれバ君につかはる、道也

(略)(卷之八・三十一オウ)

○百十四段

抒 此段公私の事につきて人に立まじはらんものはその心づか

ひあるべきよしをしるせり(略)(卷之十・十ウ)

集 師云たゞ正直なる斗にて遠慮ない時ハしそこなひある事

しめして(略)(卷之十・四十四オ)

以上のように、『抒海』では、孝(第二十三、八十四段)、忠(第八十四段)、天下の政令(第五十七段)、想の儻、信、仁恕(以上第四十八段)、神徳(第七十一段)、公(第百十四段)などという人倫道徳の種々の規範と「わたくし」とを対置することによって、「わたくし」をしないことが善とすべきことなのだという具合になっているのである。このように種々の規範を一旦「わたくし」との關係に置き換えて説明するということが、この『抒海』での増補の一つの特徴と取ることができのではないだろうか。

つまり、啓蒙的な効果を考えてみれば、ある程度の知識を持った人に対しては必要はないであろうが、あまり知識を持たない人々に対してはこの方法は効果があるのではないだろうか、ということなのである。人々に対して、忠孝の道を尽くせ、天下の政令にそむくなどというようなことを、それぞれ別々に説き聞かせるよりも、それらの道徳に共通しているものは「わたくし」を去り「心づかひ」をすることなのだと一つの言葉に置き換える方が理解しやすく、実践しやすいのではないか。了意は著述家としてだけでなく唱導者であるという一面も持っており、その了意がわかりやすく敷衍して人に

説くことを工夫していたとしても不思議ではないであろう。

了意の著作の中でこの「わたくし」という言葉を探ってみると、『浮世物語』の卷第二の九、「後悔の事」の冒頭に「六悔の銘」を引用しているのであるが、その中に、

一には家老・出頭・奉行人などの利欲に陥り、私を構へ僻事を沙汰し邪を行ひ、百姓を悲しましめ諸人の愁へを受けたる積に、終に天罰を蒙り、あらぬ災難來りて身上滅却する時に至りて悔べし。

というものがある。これは為政者に対しての教悔になってはいるが、『抒海』の第五十七段の大意に於けるものと同じ趣旨を持つものである。また、後述するが『可笑記評判』にも「わたくし」という言葉を持つ政治論ともいべきものがあり、了意においては「わたくし」という言葉が、政治を見るときの一つの尺度として使われていたと考えることもできるのではないだろうか。

それはさておき、次に第七段の大意についてみておく。この段の大意は先の分類では①にあたるものであり『集註』にはここに該当する記述は見当たらない。

『伊勢物語』第七段から後は、有名な東下りの話が続くのであるが、この『抒海』の第七段の大意はその業平東下りを史実とするかということが書かれている。それを次に掲げる。

此一段ハ業平山海所々この旅懷を思惟せし哥道博聞の趣をしるせり又或説にハ業平左遷の時なるよし批判せる事も有也只京にありわびてとかけり左遷の事にあらざる条知べし朝家のもとなし時めかさざりければ隙ある故に東国にくだれるなるべし闕疑抄に云業平東国下向の事所見なきのよし云つたへたれどもすで

に古今伊勢物語にかきたるうへハその分ぶんにみてをくへし国々の
其所そのところにいたりて詠する哥うたすと左様にみてことに感あるべしその
上愚見抄うみけんしょう日或説ひがくに(略)(卷之一、卅四〇ウ)

以上のように『抒海』では業平の東国下向を素直に事実であるとして
みていることが特徴である。ここから伺われることは、『抒海』
においては、ともかく書かれていることをまず素直に信用しようとい
う態度があることである。更に、ここでは、先に述べたように『抒
海』では『集註』において退けられている『闕疑抄』の注を多く取
り入れているのであるが、この段の大意ではその『闕抄』の注に敢
て異を唱えていることに注目されよう。

田中宗作氏によれば、『闕疑抄』においては「伊勢物語を作り物語
として観察する面はいっそう拡大されてみるとみてよい。」と
いうのである。又、同氏は『闕疑抄』以前の注釈において、『伊勢物
語』を作り物語として見る見方はあったにはあったが、やはりこの
物語を業平の実話であるとする考え方が根強かったのだとしている。
つまり『闕疑抄』はそれ以前の注釈から『伊勢物語』を作り物
語と見るという点で一歩ぬきんでいたということになる。

ところが、この『抒海』においてはそれに逆行するように『伊勢
物語』を実話として見る説を押し立てているのであるが、これは単
に今までの注釈に流されてそうなっているのであらうか。

この段の大意は先にも述べたように、①に分類されるものであ
り、やはり敢えてこの実話と見る説を説くために大意を述べたと考
えざるを得ない。では一体何のためにそうしたのかということであ
るが、それはやはり教訓性、啓蒙性と関わることであると思う。
了意には唱導者としての一面があることは先に述べた。例えば、

仏法を説くにあたり、淨土曼荼羅や地獄絵の絵解きをするとする。
この時にそこに描いてあるものが絵空事であることを前提にしてし
まえば、教導ということは成立し得ないであらう。そこに描いてい
ることが実際にあることとして把えられて始めて教導の効果があら
われて来るものであらう。

この『抒海』にしても同じことが言えるのではないだろうか。各
段に付している大意は教訓的なものであるが、その教訓として成立
するためにはその素材となっている『伊勢物語』中の各話しが実話
でなければならなかったのではないか。ここで、この物語が業平の
実話であるとする大意を付したのも、一つには教訓性ということに
配慮したということが考えられるのではないだろうか。

『可笑記評判』の了意の付した評の中に、

すべて大身の人にハ家老出頭といへども心のまゝに物申す事
なりがたしされば書籍双紙能狂言世間の嘸はなしなこれ大身のう
ちへの呉見ごみなり(卷一の第廿の評より)

とあり、又、
後生こうせいはさもあれまづ今の世にをしゆる書かきなり今の世に對して名
づくへき事也(卷一の第一の評より)

とある。これは、了意が書物に対して、教訓性を必須の条件として
考えていたことを示していると考えられる。

そういう了意であってみれば『伊勢物語』を教訓書として把えて
いて当然であるし、それを実話として把えていたと考えることも可
能ではないだろうか。

もう一つ『抒海』の中で注目したい部分を見よう。それは第
百十四段に付された狩りについての記述である。

この部分は前に述べたように、段の大意ではなく注の途中に大きな字で書かれている三箇所のうちの一箇所である。段の大意が大体一〜二前後であるのに対し、第一百四段のこの部分はおよそ五丁半に渉る長大なものであり、かなり強く意図して書かれたことを伺がわせるものである。

内容は次のようなものである。

をよそ天子の御狩し給ふ事ハ民を恵ミ国を治る政治也兼てハ又弓馬の道を調煉し武勇の策を稽占せしめむが爲也此故に國の司も是をまなびて時を考て法にしたがひ狩をいたすに土民もこれをよろこびいさみしかも國家に費なし(略)かくのごとく先王の狩し給ふにハ上下みな樂をおなじうしてうれへなし中古このかた八田獵の法式すでに絶て下民のうれへをかへり見ず國家の費をしらず從に殺生を粹とし遊興を基として政事のたすけとなる事なし上おごりてもとろへ君たのしみて臣うれふるまことに仁義法禮の頽廢に及ぶが故也(卷之十、十二オ〜十七ウ)

途中略した部分は、和漢の狩りに関する故事をかなり多く引いている。この部分は『集註』の注の中に該当する部分はあるが、大半は『抒海』における増補である。

一統してわかるように、狩りを通しての政事論、政事批評になっていることが注目される。これと同様の記述が『可笑記評判』の意の評の部分にあるのである。これも長いのでかいつまんで紹介する。

最初は国はよく治まっていたのだが、「中比にいたって国司の国を拝領し子孫につたへ漸々無道のおこなひあり欲ふかく

私をかまへ国の土民百姓をくるし」めるような状態になっていた。そこで「狩の使と号して廉直の人を諸国にくだし万民の直訴をなさしめ」て善政を施くようになつた。醍醐村上帝の御世はそのためによく治まっております「民にうれへの訴もなく国司下司公文等にわたくしもなかりけりとかや」という状態になつていた。(卷七の第十六の評の要約)

以上のように、狩りを中心に政事論を展開している。前に述べた「わたくし」という言葉も散見される。

この部分は明らかに、『可笑記評判』にあつた「大身のうへの吳見」としての部分であらう。

五

浅井了意には、関山和夫氏の指摘のとおり、説教者としての一面があるのだということをお忘れはならないと思う。関山氏が仏書注釈はもちろん、それ以外の著作である『東海道名所記』の樂阿弥や『浮世物語』の浮世坊に対しても教化者としての一面を見ているように、『伊勢物語抒海』の了意にも教化者としての一面を見るべきであらう。

前述の如く、『抒海』の大意における了意の論調には、忠、孝、天下の政令などに対して「わたくし」という言葉を対置し、「わたくし」を行うことを刺すというような教訓性が見られた。また、『伊勢物語』中の話しを実話として見ることによって、実話であるからこそ己れの身にひきあわせて反省の材料となることを示しているのであると考えられる。これが架空の話であれば、実生活を送ってい

る人々にとっては、何ら教訓とはならないのである。

了意についての『伊勢物語』の注釈は、それまでの注釈に見られるように、単に語釈するだけでなく、そこから現在に生きる者にとって教訓となるべきものを汲み出して来る作業であったと言えるのではないか。その点において、ほぼ同時期に成立した了意の『可笑記評判』や『堪忍記』における、原典(『可笑記』や和漢の多くの故事)に対する態度と何ら変わるものではなかったと考える。そこには、『可笑記評判』の中に見られるような文藝観、つまり「書籍双紙能狂言世間の嘸ミなこれ大身のうへの呉見なり」という考え方が共通して流れていると思われる。了意にとつては、『伊勢物語』も『可笑記』も、その他諸々の故事、ひいては世間の嘸に至るまで、すべて、教化の素材にならないものはなかったであろう。

更に、もう一つ、啓蒙教化ということについて考えなければならぬことがある。それは、以上のような教化が誰に向けてなされたものか、或は、誰を教化することを念頭に置いていたのかということである。

啓蒙や教化といえば民衆、童蒙に対して教諭することだと考えがちである。しかし、近世の極初期においては、果たしてどれほど民衆を念頭に置いて著述がなされていただろうか。整版本の出現により大量に本が出版されるようになったとはいえ、その部数はそれほど多くはなかったであろう。とすれば、書籍を手に入れ享受することができたのは、やはり限られたごく一部の人々であったと考えられる。

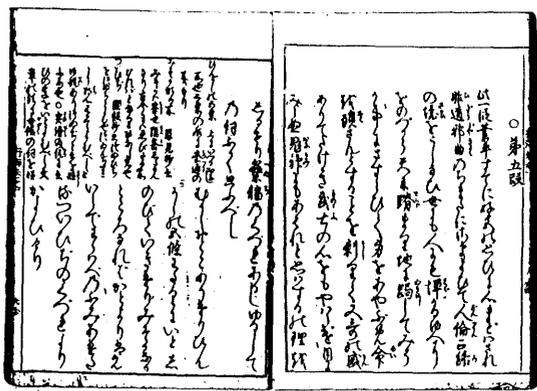
そのことは、先にあげた『可笑記評判』中の、書物は「大身のうへの呉見」とする考え方によってわかる。又、具体的には、『抒海』

においては、第百十四段の「天子の御狩」などの政治を行うべき者に対しての心得といったことを記している部分に現われている。つまり、了意にとつての教化の対象は、かなり身分の高い人々であったと考えられるのである。この、教化の対象については稿を改めて考察することにした。

注

- 1 『鶴書林出版書籍目録集成 一』(斯道文庫編)に拠る。
- 2 北条秀雄『新修浅井了意』(笠間選書11昭49)。
- 3 以下、『伊勢物語抒海』の引用本文は九州大学附属図書館蔵本に拠る。
- 4 大津有一『伊勢物語古註釈の研究』(昭29、昭61増訂版)。
- 5 田中宗作『伊勢物語研究史の研究』(昭40)。
- 6 北条氏、前掲書、一六四頁。
- 7 田中氏、前掲書、「三、江戸前期における伊勢物語諸注の傾向と特色——(3)童蒙的效果をねらう傾向についての試論。一四九頁。』
- 8 注7に同じ。
- 9 野間光辰『了意追跡』(『近世作家伝攷』(昭60)所収)。
- 10 小高敏郎『松永貞徳の研究、續篇』(昭31)。第一章、第三節中の『徒然草慰草』の項による。同氏『松永貞徳の研究』(昭28)にも同様の記述がある。
- 11 田中氏、前掲書に拠る。
- 12 田中氏、前掲書、七三頁。
- 13 以下、『伊勢物語集註』の引用本文は、九州大学附属図書館蔵本に拠る。
- 14 田中氏、前掲書、一六〇頁。
- 15 田中氏、大津氏の前掲書に拠る。大津氏は「酷評するなら鉄と糊とで出来たとも云へる。決して彫心鑿骨の注釈ではなかった。」とさえ記している。
- 16 この術婆加の故事は、七巻本の『宝物集』(『大日本仏教全集』第九一巻、藝文部所収のもの)の巻第四にある。

17 日本古典文学大系『僻名草子集』所収のもの本文に拠る。
 18 田中氏、前掲書。「一、伊勢物語闕疑抄の地位と特色」。
 19 『近世文学資料類従』(僻名草子編21、23に所収されている影印からの翻刻)。
 20 関山和夫『説教の歴史的研究』(昭48、法蔵館)。「第四 近世の説教」に拠る。



『伊勢物語抒海』(九州大学附属図書館蔵)

規 定

- 一、投稿は原則として九州大学国語国文学会会員に限るが、それ以外の方に投稿を依頼することもある。
- 二、投稿原稿は四百字詰原稿用紙三十枚内外を一応の規定とし、その際、二枚程度の要旨を添付されたい。
- 三、原稿の採否等については運営編集委員会に一任されたい。
- 四、刊行は年二回(春・秋)を原則とする。
- 五、刊行会費は現在年額維持会員四千円(各号二部配布)、通常会員二千円(各号一部配布)とする。
- 六、執筆者には別に二部を贈呈し、希望者には抜刷を実費で分ける。
- 七、会員以外の購読者は毎号ごとに誌代を納められたい。